二十六　銀行代理業者名　前田　康子
主たる営業所又は事務所の所在地　石川県加賀市大聖寺敷地ヌの一―六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月三十日
二十七　銀行代理業者名　岡本　千恵
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県境港市外江町千五百九十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月一日
二十八　銀行代理業者名　田上眞智子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県宇土市神馬町八百―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月一日
二十九　銀行代理業者名　馬場田　啓
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県えびの市大明司八百八十二―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月一日
三十　許可番号　福岡財務支局長（銀代）第四十七号
銀行代理業者名　浜田　隆雄
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県柳川市大和町皿垣開四百八十三―二
許可年月日　平成二十二年五月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月六日
三十一　許可番号　九州財務局長（銀代）第百九十号
銀行代理業者名　新小田　造
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県指宿市十二町二千七十六番地一
許可年月日　平成二十六年一月十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月十三日
三十二　許可番号　中国財務局長（銀代）第二百八十七号
銀行代理業者名　川西優芽乃
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県益田市大草町千八十五番地九
許可年月日　令和六年八月二十二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月二十九日

三十三　銀行代理業者名　熊谷　長司
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱十三―九十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
三十四　銀行代理業者名　星　敏夫
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県南会津郡南会津町森戸百七十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
三十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第三百八十六号
銀行代理業者名　株式会社セブン・ペイメントサービス
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区丸の内一―六―一
許可年月日　令和二年十月十二日
所属銀行の商号　株式会社セブン銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
三十六　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百六十七号
銀行代理業者名　ＬＩＮＥヤフー株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区紀尾井町一―三
許可年月日　令和五年九月二十五日
所属銀行の商号　ＰａｙＰａｙ銀行株式会社
失効年月日　令和七年九月三十日
三十七　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百三十八号
銀行代理業者名　Ｇｉｆｔ　Ｙｏｕｒ　Ｌｉｆｅ株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都中央区銀座三―十三―十九
許可年月日　令和四年九月一日
所属銀行の商号　ソニー銀行株式会社
失効年月日　令和七年九月三十日
三十八　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百五十二号
銀行代理業者名　太田　栄子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市大字赤沼千七百一番地六
許可年月日　平成二十六年六月九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日

三十九　銀行代理業者名　久保みどり
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県上田市秋和五百三十八―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十　銀行代理業者名　弓場　睦美
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県豊前市大字薬師寺七十―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十一　銀行代理業者名　楠原　博
主たる営業所又は事務所の所在地　佐賀県三養基郡みやき町大字白壁二千三百三十一―七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十二　銀行代理業者名　林田嘉代子
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県南島原市口之津町甲三千百四十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十三　許可番号　九州財務局長（銀代）第二百七十一号
銀行代理業者名　高野　智恵
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県豊後大野市千歳町高畑四十六番地一
許可年月日　平成二十八年十二月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日

○デジタル庁告示第十七号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年十二月二十五日　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和七年度北海道旭川市福祉灯油購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度遠別町一般会計補正予算における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和七年度岩手県紫波町灯油高騰対策特別助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紫波町一般会計補正予算における、岩手県紫波町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和七年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度矢巾町一般会計補正予算における、岩手県矢巾町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和七年度秋田県能代市福祉灯油助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度能代市一般会計補正予算における、秋田県能代市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正